

## 第2章 消防同意事務審査要領

### 第1節 総論

#### 第1 審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画の段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。  
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査することとなるが、具体的な審査範囲は、消防法令（法、政令、省令）についてはすべての規定、建築基準法令（建基法、建基政令、建基省令）については、「消防法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」（平成7年1月10日付け消防予第2号消防庁次長通知）で定められた範囲とすること。  
また、防火に関する規定のうち、消防法令及び建築基準法令以外の法令の規定についても、建築確認に当たっての消防同意事務における審査事項となる場合があるので注意すること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるよう行うこと。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその旨を説明し、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 8 消防同意にあたって、一定の建築物については、建基法第2章関係の単体規定の一部が審査を要しないこととされているので、これに留意し審査をすること。
- 9 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する少量危険物等の届出の対象となることが明確な場合には、危険物担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- 10 審査の結果、前2で定める審査範囲内の各法令の規定に適合していない場合は、原則として不同意とするものであるが、消防同意が行政機関相互の内部行為であることから、申請者からの事

前相談等の機会を活用して指導を行い、不備のない確認申請をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。なお、軽微な補正により防火に関する規定に適合可能なものは、建築主事又は指定確認機関と調整の上、補正を行うこと。

また、消防同意を行う際には、別記「消防同意の審査に必要な図書」に定める図書を添付させるものとし、建築物の計画のうち、消防用設備等については、概要をもって同意を求められることが多いことから、建築関係消防同意控書には、消防用設備等は消防法令に適合することとなることを申請者に明記させること。

11 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とし、軽微な補正に要した期日については期間の算定に含まないものであること。

また、建築主事及び指定確認検査機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

## 消防同意の審査に必要な図書

- 確認申請書の正本
- 消防控書（確認申請書の副本で消防局が控えとして受理する図書） ※1
- 消防用設備等の特例適用願 正副2部 ※2

※1 申請建物の主要用途が一戸建て住宅、長屋又は農業用倉庫の場合は不要です。ただし、一户建ての住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものについては、消防控書が必要です。

※2 消防用設備等について特例規定の適用を想定した建築計画とする場合に限りです。